

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

令和元年7月25日（木）

14:02～14:47

市民ふれあいセンター 1階 談話室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます、産業振興課農政班の岩瀬です。

本日の出席者は、協議会委員14名のうち12名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

続きまして、本日1名の新たな委員をお迎えしております。吉田西部土地改良区の飯田委員でございます。簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

<委員から自己紹介がある。>

ありがとうございました。なお、千葉県大利根土地改良区の太田委員、千葉県借当川沿岸土地改良区の依知川委員については、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、協議会を開会いたします。初めに、伊藤会長から御挨拶を頂きます。

（会長）

公私共お忙しいなか、当協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本日御審議いただく案件は、匝瑳市長から諮問のありました、令和元年5月受付分、匝瑳市農業振興地域整備計画変更7案件についてです。委員の皆様の慎重なる御審議をお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

（議長）

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の（1）「匝瑳市農業振興地域整備計画の変更について」の審議は、軽微変更となる地番変更3案件及び用途変更1案件と重要変更となる除外3案件の合計7案件であります。

案件番号順に、事務局からの説明が終了した後、案件番号ごとに審議をしていきたいと存じます。では、審議に入ります。

まず、軽微変更の地番変更案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

地番変更案件1について、事業概要・公図の写し等により案件説明する。

（議長）

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。地番変更案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

続いて、地番変更案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

地番変更案件2について、事業概要・公図の写し等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(A委員)

今の説明で、写真と現状が違うのではないですか。

(事務局)

写真については、先に軽微変更を議題にさせていただいて、重要変更の除外案件で説明する予定でありましたが、写真は分筆される前のものであり、分筆されたものに反映していないということで、ご了解をいただきたいと思います。

(議長)

そのほかにごございませんか。

<なしの声>

(議長)

そのほかないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。地番変更案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

続いて、地番変更案件番号3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

地番変更案件3について、事業概要・公図の写し等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。地番変更案件3の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

続いては、軽微変更の用途変更案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件1について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。用途変更案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

続いては、重要変更の除外案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件1 クリニック及び専用住宅について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。除外案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

続いては、重要変更の除外案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件2 建売住宅(9棟)について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。除外案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

続いては、重要変更の除外案件番号3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件3 太陽光発電施設について、事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切らせていただきます。それでは、採決に入ります。除外案件番号3の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

以上で、議題（１）の審議を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

（議長）

では、続きまして、議題の（２）その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

（Ｂ委員）

これについては問題ないんですが、写真撮影ですけど、今市議さんもおられますので、今現況では空撮の安い方法もあります。予算計上して、このNo.1については現状と写真では違いますよね。ハウスがあるところ。同じか。

（事務局）

写真と現状とは変わっております。ハウスは撤去されております。

（Ｂ委員）

今の時代は、空撮できるじゃないですか。１０万円くらいで買えるものがあると思います。それを利用したら、市議さんもおられますので、今後予算計上したらどうですかということです。

（議長）

貴重なご意見を頂戴するということでよろしいでしょうか。

（Ｃ委員）

ご提案ありがとうございます。それに付随してお聞きしますが、今言われたのはローンのことでよろしいでしょうか。

（Ｂ委員）

そうです。この山は行けないですし、ハウスは現状と違うでしょう。できれば、予算が許す限りで買っていただければどうですかというお話です。他にも使い道がありますが。

（Ｃ委員）

農政でそういった活用目途みたいなものは、何か現状ではありますか。

（事務局）

明確に回答はしなかったんですけども、既存のただで入手できる資料でこの協議会に提出させていただきたいと思っております。市の農振の台帳にはその空撮したデータはありますが、だいぶ古いんです。この写真は、市が飛行機を飛ばして空撮した写真のデータです。インターネット等でヤフーやグーグルの地図がありますが、できれば現場を直接撮る写真やこういうちょっと古い写真で現状を理解いただくということで基本的に対応させていきたいと思っております。

（Ａ委員）

他の課で所有しているところがありますか。

（事務局）

今のところ、市役所で所有している課はありません。

管理するには、講習会や操縦者の免許といいますかライセンスを取ることが必要ですし、今のところ市職員レベルでやろうという話は庁内ではありません。

(B委員)

消防では、やってないのでしょうか。

(議長)

これを外注でこの近所で請けてくれる業者はあるのでしょうか。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

(事務局)

今後のスケジュール、前回の協議会における審議案件についての進捗状況、委員報酬の口座振替についてを説明する。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。

本日の審議結果について、匠瑤市長へ答申することといたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

それでは匠瑤市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。